

福祉局会計年度任用職員（看護職員（心身障害者福祉センター））募集要項

項 目	内 容
職名	看護職員（心身障害者福祉センター）
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
採用予定人数	1 人
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都心身障害者福祉センター障害認定課 （新宿区神楽河岸 1－1 セントラルプラザ）
職務内容	・ 来所者及び在宅障害者の医学判定に係る補助業務 ・ 自立支援医療（更生医療）判定に関する書類作成 ・ 更生医療に関する電話相談対応 ・ 出張判定、巡回相談等の診療補助業務
応募資格・求められる能力	・ 看護師免許を有し、臨床経験を有している。 ・ 障害者福祉への理解があり、来所者及び在宅障害者の障害特性に応じた適切な支援を臨機応変に行うことができる。 ・ 関係法令を理解し、個人情報の取扱いが正しくできる。 ・ 区市町村や医療機関からの電話問合せに適切な対応ができる。 ・ パソコン（Excel、Word、PowerPoint 等）の基本的操作の能力を有し、迅速に業務遂行が図れる。 ・ 組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう、関係職員と協力・調整を積極的に行うことができる。 ・ 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月 1 6 日
勤務時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（原則 7 時間 4 5 分） 所定勤務時間を超える勤務の有無：無
休憩時間	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 2 3 2, 6 0 0 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 55, 000 円/月） ※ 原則として毎月 1 5 日支給

	※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入の有無：有
応募方法等	(1) から (2) までの書類等を応募期限までに下記申込先に郵送またはメールで送付してください。【必着】 (1) 会計年度任用職員申込書 ・ 3 か月以内に撮影した顔写真（カラー）を貼付してください。 ・ 電話番号は、日中連絡できる連絡先を記入してください。 ・ 各項目について、欄内に書ききれない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。 (2) 作文 ・ 課題「障害者への接遇で私が気を付けていること」 ・ 字数 800 字程度 ・ 氏名を明記してください。 【注意】 ○郵送応募の場合 ・ 応募書類を封入した封筒の表に、「看護職員（本所）」と赤字で明記してください。 ・ 到達確認のお問合せには対応できません。書類等追跡サービスを御利用ください。 ○メール応募の場合 ・ メール件名に「会計年度任用職員採用選考応募（看護職員（本所））」と明記してください。 ※ 電子メールでの申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。 ○応募書類は、本選考及び合否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。 ○応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
応募期限	令和 7 年 1 月 3 1 日（金曜日） 1 7 時 0 0 分
選考方法	(1) 第一次選考 書類選考 (2) 第二次選考 面接 ※ 各選考結果は、郵送又はメールで通知します。 ※ 一次選考合格者には、別途、第二次選考（2 月 1 4 日（金）予定）の日程調整のため、電話連絡をさせていただきます。 ※ 選考経過及び結果に関するお問合せには一切応じられません。
申込書類送付先	（郵送応募の場合） 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 15 階 東京都心身障害者福祉センター調整課庶務担当 （メール応募の場合） S1143801@section.metro.tokyo.jp
問合せ先	東京都心身障害者福祉センター調整課庶務担当 電話：03-3235-2946

	※ 業務内容については、障害認定課へお問い合わせください。 電話 0 3 - 3 2 3 5 - 2 9 6 5 問合せ時間：平日の午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで
--	--